

令和7年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（7日）

招集年月日	令和7年3月5日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和7年 3月 5日午前10時00分				議 長	佐 藤 博		
	閉 会	令和7年 3月 19日午前10時22分				議 長	佐 藤 博		
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名 不 応 招 0名 出 席 10名 欠 席 0名 欠 員 0名	1	堀 越 健 介	○	○	6	岡 田 邦 敏	○	○	
	2	並 木 一 夫	○	○	7	木 暮 弘 元	○	○	
	3	小井土 光 弘	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
	4	大 手 博 幸	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
	5	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	1番	堀 越 健 介	2番	並 木 一 夫					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐 藤 正 明			書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	岩 崎 正 春			福 祉 課 長	市 川 博 生			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	今 井 美 和			
	総 務 課 長	下 山 光 一			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	林 光 一			
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫			建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾			
	会 計 課 長	東 間 克 敏			教 育 課 長	荻 野 文 昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 5 議案第2号 町長において専決処分することができる事項の指定について
- 6 議案第3号 下仁田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 第4号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 9 第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 第7号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 第8号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 第10号議案 下仁田町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 第12号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 第14号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例及び下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 第15号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）
第16号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 第17号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第18号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
第19号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第2号）
19 第20号議案 令和7年度下仁田町一般会計予算
第21号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
第22号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計予算
第24号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計予算
第25号議案 令和7年度下仁田町浄化槽事業会計予算

会 議 の 経 過

開 会 令和7年3月7日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

そして、ここで暫時休憩をいたします。

引き続き、302委員会室において全員協議会を開催したいので、こちら
にご移動願います。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時26分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 日程第1、第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の
選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第1号議案につきまして、ご説明いたし
ます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方
税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、福田保幸。住所、生年月日は記載のとおりでございます。任期、
令和7年5月1日から令和10年4月30日まで。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、福田保幸氏が令和7年4月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第1号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記、氏名、石井利子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、石井利子氏が令和7年3月31日に任期満了となるため、引き続き推薦しようとするものでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、諮問第2号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記、氏名、神戸百合子。住所、生年月日は記載のとおりです。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、神戸百合子氏が令和7年6月30日任期満了となるため、引き続き推薦しようとするものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第4、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、諮問第3号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記、氏名、阿久澤康之。住所、生年月日は記載のとおりです。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、阿久澤康之氏が令和7年6月30日任期満了となるため、引き続き推薦しようとするものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第3号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第5、議案第2号 町長において専決処分することができる事項の指定についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第2号を朗読いたします。

議案第2号 町長において専決処分することができる事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第180条第1項及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

令和7年3月5日、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者、下仁田町議会議員 堀口博志。

賛成者、同、並木一夫。賛成者、同、大手博幸。賛成者、同、岡田邦敏。
賛成者、同、木暮弘元。

提案理由、地方自治法第180条第1項の規定によりこの案件を指定し、
行政運営の遅れや滞りを防ぐためでございます。

別紙につきましては、さきの議員協議会でご説明いたしましたので、省略
いたします。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決
されました。

○議長 佐藤博 次に日程第6、議案第3号 下仁田町議会の個人情報の保護に関
する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第3号を朗読いたします。

議案第3号 下仁田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正す
る条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

令和7年3月5日、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者、下仁田町議会議員 堀口博志。

賛成者、同、並木一夫。賛成者、同、大手博幸。賛成者、同、岡田邦敏。
賛成者、同、木暮弘元。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備が必要となったため。

別紙につきましては、さきの議員協議会でご説明いたしましたので、省略いたします。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 日程第7、第4号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、町長が掲げる町の政策を推進するため、調整的な役割を果たす町長公室を設置するためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長 佐藤博 挙手少数であります。よって、第4号議案は、否決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第8、第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第5号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律により懲役及び禁錮（固）が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、下仁田町の各条例に規定された懲役及び禁錮（固）を拘禁刑とする改正を行うためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第9、第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第6号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、令和6年度人事院勧告に基づく所定の給与関係条例の改正の必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第10、第7号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第7号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」関連の法律等の改正に伴う関係条例の整備が必要となったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数)

○議長 佐藤博 挙手多数です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第11、第8号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」関連の法律等の改正に伴う関係条例の整備が必要となったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第12、第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第9号議案につきまして、ご説明申し上げ

げます。

第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」関連の法律等の改正に伴う関係条例の整備が必要となったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第13、第10号議案 下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第10号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第10号議案 下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、県内自治体の状況を踏まえ、失職の特例に該当する事件に関し、公務中及び通勤途上に限定しないとする事の改正でございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第14、第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第11号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、令和6年11月18日に開催された下仁田町国民健康保険運営協議会臨時会で、下仁田町国民健康保険税の税率改正(案)が議決されたことに伴う、下仁田町国民健康保険税の税率改正のためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第15、第12号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を保健課長に求めます。保健課長

(今井美和保健課長 登壇)

○保健課長 今井美和 命によりまして、第12号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の制定により、現行条例に土砂等の搬入計画の届出を新設し、それに係る罰則の定めを追加したいとするものでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決され
ました。

○議長 佐藤博 次に日程第16、第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を商工観
光課長に求めます。商工観光課長
(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第13号議案につきまして、ご説明申
し上げます。

第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の制
定について。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、県では、小口資金融資の返済負担軽減策として、
平成15年度から実施している借換制度について、令和7年度においても引
き続き実施することとしており、各自治体についても同様の措置を講じるよ
う協力を求められていることから、この改正により借換制度の利用に対する
受付が1年延長できるように改正を行うためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしました
ので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はご
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第17、第14号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例及び下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(荻野文昭教育課長 登壇)

○教育課長 荻野文昭 命によりまして、第14号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例及び下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例及び下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、旧小坂小学校跡地に下仁田消防分署及び消防詰所・防災研修施設を建設することに伴い、小坂社会体育館及び小坂グラウンドについては廃止とするためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時15分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時14分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に日程第18、第15号議案から第19号議案までを一括議題とし、第15号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）から、順次説明を願います。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第15号議案をご説明申し上げます。

第15号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度下仁田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,172万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,280万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

1款町税937万6,000円の減。

13款分担金及び負担金67万1,000円の減。

15 款国庫支出金 298 万 5,000 円の減。

16 款県支出金 76 万円の減。

17 款財産収入 580 万 2,000 円。

18 款寄附金 1,380 万円。

19 款繰入金 593 万円の減。

21 款諸収入 4 万 1,000 円。

22 款町債 8,180 万円。

歳入合計 57 億 4,108 万 4,000 円に 8,172 万 1,000 円を追加し、58 億 2,280 万 5,000 円としたいとするものです。

続いて、歳出です。

2 款総務費 6,844 万 5,000 円。

3 款民生費 628 万 7,000 円の減。

6 款農林水産業費 655 万 4,000 円の減。

7 款商工費 958 万 6,000 円。

8 款土木費 342 万 2,000 円。

9 款消防費 44 万円の減。

10 款教育費 1,354 万 9,000 円。

歳出合計 57 億 4,108 万 4,000 円に 8,172 万 1,000 円を追加し、58 億 2,280 万 5,000 円としたいとするものです。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正（追加）です。

7 款商工費、1 項商工費、観光施設維持管理 1,200 万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、過疎道路（基幹）整備 1,935 万 2,000 円、橋梁維持管理事業 4,150 万 1,000 円、3 項河川費、河川改良事業 1,430 万円。

10 款教育費、1 項教育総務費、事務局運営 1,242 万 2,000 円、4 項社会教育費、文化財調査保護 113 万 9,000 円を繰越ししたいとするものでございます。

続きまして、3 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額 1 億 4,400 万円に 8,320 万円を追加し、限度額 2 億 2,720 万円に。

防災対策事業債、限度額 1,040 万円に 340 万円を追加し、1,380 万円に。

脱炭素化推進事業債、限度額 730 万円から 150 万円を減額し、580

万円に。

緊急自然災害防止対策事業債、限度額3,260万円から330万円を減額し、2,930万円にしたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、7ページの2、歳入、9ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第16号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第17号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第18号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について福祉課長に説明を求めます。福祉課長

（市川博生福祉課長 登壇）

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第16号議案から第18号議案までをご説明申し上げます。

第16号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,550万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億101万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税228万円。

4 款県支出金 9, 5 0 0 万円の減。

6 款繰入金 1 4 8 万 7, 0 0 0 円の減。

8 款諸収入 8 6 9 万 9, 0 0 0 円。

歳入合計 9 億 8, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円から 8, 5 5 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、9 億 1 0 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

2 款保険給付費 9, 5 0 0 万円の減。

9 款諸支出金 9 4 9 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計 9 億 8, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円から 8, 5 5 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、9 億 1 0 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものです。

3 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括表につきましては省略させていただきます。5 ページ、2、歳入、7 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

次に、第 1 7 号議案をお願いします。

第 1 7 号議案 令和 6 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 7 7 1 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 7 2 8 万 1, 0 0 0 円。

3 款繰入金 3 4 7 万 6, 0 0 0 円の減。

5 款諸収入 3 0 万円。

歳入合計 1 億 7, 3 6 0 万 8, 0 0 0 円に 4 1 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、

1億7,771万3,000円としたいとするものです。

次に、歳出です。

2款保健事業費37万5,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金373万円。

歳出合計1億7,360万8,000円に410万5,000円を追加し、1億7,771万3,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2、歳入、5ページ、歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

次に、第18号議案をお願いいたします。

第18号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,027万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款保険料94万8,000円。

3款国庫支出金139万3,000円。

4款支払基金交付金171万3,000円の減。

5款県支出金113万6,000円の減。

7款繰入金607万1,000円の減。

9款諸収入2万2,000円。

歳入合計14億6,682万8,000円から655万7,000円を減額し、14億6,027万1,000円としたいとするものです。

3 ページをお願いいたします。

次に、歳出です。

2 款保険給付費 6 0 0 万円の減。

5 款地域支援事業費 5 5 万 7, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 4 億 6, 6 2 8 万 8, 0 0 0 円から 6 5 5 万 7, 0 0 0 円を減額し、1 4 億 6, 0 2 7 万 1, 0 0 0 円としたいとするものです。

4 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略させていただきます。6 ページ、歳入、8 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明させていただいておりますので省略させていただきます。

以上となりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に第 1 9 号議案 令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）について建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長（鈴木昌吾建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第 1 9 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 1 9 号議案 令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）。
総則。

第 1 条、令和 6 年度の下仁田町浄化槽事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予算予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第 1 款浄化槽事業収益 5, 5 4 5 万 9, 0 0 0 円。2 0 0 万 9, 0 0 0 円の減。5, 3 4 5 万円。

支出。

第 1 款浄化槽事業費用 5, 5 4 5 万 9, 0 0 0 円。2 3 7 万 5, 0 0 0 円の減。5, 3 0 8 万 4, 0 0 0 円。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補

正する。

科目、既決予算予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

2ページをお願いします。

収入。

第1款資本的収入4,540万2,000円。1,548万6,000円の減。2,991万6,000円。

支出。

第1款資本的支出4,408万3,000円。1,673万8,000円の減。2,734万5,000円。

企業債。

第4条、予算第5条、(企業債)表中、「限度額2,130万円」を「限度額910万円」に改める。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、次のページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、第15号議案から第19号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページを述べていただきますよう、お願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第15号議案から第19号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第19、第20号議案から第25号議案までを一括議題とし、まず、第20号議案 令和7年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第20号議案をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第20号議案 令和7年度下仁田町一般会計予算。

令和7年度下仁田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億4,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算ですが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款町税7億7,387万8,000円。

2款地方譲与税1億19万2,000円。

3款利子割交付金22万円。

4 款 配当割交付金 3 4 0 万円。
5 款 株式等譲渡所得割交付金 2 5 3 万円。
6 款 法人事業税交付金 1, 3 0 0 万円。
7 款 地方消費税交付金 1 億 6, 3 0 0 万円。
8 款 ゴルフ場利用税交付金 1, 2 0 0 万円。
9 款 環境性能割交付金 7 0 0 万円。
1 0 款 地方特例交付金 5 0 0 万 2, 0 0 0 円。
1 1 款 地方交付税 2 4 億 8, 0 0 0 万円。
1 2 款 交通安全対策特別交付金 1 0 0 万円。
1 3 款 分担金及び負担金 1, 7 6 6 万 8, 0 0 0 円。
1 4 款 使用料及び手数料 4, 2 6 5 万 4, 0 0 0 円。
1 5 款 国庫支出金 5 億 2, 4 2 6 万 7, 0 0 0 円。
1 6 款 県支出金 3 億 1, 7 3 8 万円。
1 7 款 財産収入 1, 1 2 5 万 1, 0 0 0 円。
1 8 款 寄附金 1 億 3 3 万 2, 0 0 0 円。
4 ページをお願いいたします。
1 9 款 繰入金 4 億 2, 0 5 1 万 1, 0 0 0 円。
2 0 款 繰越金 1, 0 0 0 万円。
2 1 款 諸収入 7, 0 4 1 万 5, 0 0 0 円。
2 2 款 町債 7 億 8, 5 3 0 万円。
歳入合計 5 8 億 4, 3 0 0 万円にしたいとするものです。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 議会費 7, 2 4 0 万 5, 0 0 0 円。
2 款 総務費 1 2 億 1, 4 6 5 万 2, 0 0 0 円。
3 款 民生費 1 1 億 5, 9 1 4 万 2, 0 0 0 円。
4 款 衛生費 7 億 7, 9 4 2 万 3, 0 0 0 円。
5 款 労働費 7 2 万 4, 0 0 0 円。
6 款 農林水産業費 2 億 8, 5 6 8 万 6, 0 0 0 円。
7 款 商工費 1 億 1, 8 8 6 万 3, 0 0 0 円。
8 款 土木費 4 億 2, 5 1 0 万 6, 0 0 0 円。
6 ページをお願いいたします。
9 款 消防費 4 億 1, 4 0 1 万 5, 0 0 0 円。
1 0 款 教育費 7 億 6, 0 3 4 万 7, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費 1 万 1, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 6 億 5 7 万 3, 0 0 0 円。

1 3 款諸支出金 2 0 5 万 3, 0 0 0 円。

1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円。

歳出合計 5 8 億 4, 3 0 0 万円にしたいとするものです。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為です。

事項、期間、限度額を申し上げます。

下仁田町福祉作業所の管理運営に関する協定書で、令和 8 年度から令和 1 2 年度までとし、3, 7 4 2 万 5, 0 0 0 円。下仁田町外国語指導助手派遣事業委託で、令和 8 年度から令和 1 0 年度までとし、1, 5 6 0 万円。下仁田小学校 LED 照明賃貸借で、令和 8 年度から令和 1 7 年度までとし、1, 7 1 1 万 7, 0 0 0 円。下仁田中学校 LED 照明賃貸借で、令和 8 年度から令和 1 7 年度までとし、2, 4 7 1 万円。社会体育施設 LED 照明賃貸借で、令和 8 年度から令和 1 7 年度までとし、2, 0 8 1 万 9, 0 0 0 円。下仁田町学校給食センター調理等業務委託で、令和 8 年度から令和 1 0 年度までとし、9, 6 0 0 万円としたいとするものです。

8 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債です。

起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 3 億 1 4 0 万円、過疎対策事業債ソフト事業分 5, 3 1 0 万円、公営住宅建設事業債 6 9 0 万円、防災対策事業債 3 5 0 万円、脱炭素化推進事業債 1, 1 0 0 万円、緊急防災・減災事業債 3 億 4, 6 4 0 万円、緊急自然災害防止対策事業債 6, 2 3 0 万円、デジタル活用推進事業債 7 0 万円、限度額計は 7 億 8, 5 3 0 万円で、起債の方法は証書借入れで、または証券発行、利率は年 3 % 以内とし、償還の方法は借入れ先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるとうしたいとするものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、1 1 ページからの 2、歳入、2 8 ページからの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 以上で、一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第21号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、
第22号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第23
号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計予算について、福祉課長に説
明を求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第21号議案から第23号議案について
ご説明申し上げます。

165ページをお願いします。

第21号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度下仁田町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,614万
7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入
れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出の予算
の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を
生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけ
る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

166ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。
初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税1億3,614万7,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金3,000万円。

4 款県支出金 7 億 2, 994 万 1, 000 円。

5 款財産収入 5, 000 円。

6 款繰入金 7, 996 万 8, 000 円。

7 款繰越金 1, 000 万円。

8 款諸収入 8 万 1, 000 円。

歳入合計を 9 億 4, 614 万 7, 000 円としたいとするものです。

167 ページをお願いします。

次に、歳出です。

1 款総務費 807 万 5, 000 円。

2 款保険給付費 6 億 9, 849 万 3, 000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億 1, 739 万 3, 000 円。

4 款財政安定化基金拠出金 1, 000 円。

5 款保健事業費 1, 636 万 2, 000 円。

6 款基金積立金 5, 000 円。

7 款公債費 3, 000 円。

168 ページをお願いします。

8 款諸支出金 81 万 5, 000 円。

9 款予備費 500 万円。

歳出合計を 9 億 4, 614 万 7, 000 円としたいとするものです。

169 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます。171 ページからの 2、歳入及び 176 ページからの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略させていただきます。

次に、189 ページをお願いします。

第 25 号議案 令和 7 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 7 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 8, 185 万 5, 000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

190ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1億1,047万8,000円。

2款使用料及び手数料2,000円。

3款繰入金6,109万9,000円。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入1,027万5,000円。

歳入合計を1億8,185万5,000円としたいとするものです。

191ページをお願いします。

次に、歳出です。

1款総務費259万2,000円。

2款保険事業費1,115万8,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金1億6,695万3,000円。

4款諸支出金15万1,000円。

5款公債費1,000円。

6款予備費100万円。

歳出合計を1億8,185万5,000円としたいとするものです。

192ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略させていただきます。194ページからの2、歳入及び196ページからの歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明差し上げておりますので省略させていただきます。

次に、201ページをお願いします。

第23号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和7年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億499万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第3号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

202ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款保険料2億968万5,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金3億7,544万円。

4款支払基金交付金3億7,103万9,000円。

5款県支出金2億870万1,000円。

6款財産収入3万6,000円。

7款繰入金2億3,884万2,000円。

8款繰越金1,000円。

9款諸収入124万6,000円。

歳入合計を14億499万1,000円としたいとするものです。

203ページをお願いいたします。

次に、歳出です。

1 款総務費 1, 4 8 9 万 6, 0 0 0 円。

2 款保険給付費 1 2 億 9, 6 3 5 万 8, 0 0 0 円。

3 款財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円。

4 款基金積立金 3 万 6, 0 0 0 円。

5 款地域支援事業費 9, 0 6 9 万 5, 0 0 0 円。

6 款公債費 1, 0 0 0 円。

2 0 4 ページをお願いします。

7 款諸支出金 4, 0 0 0 円。

8 款予備費 3 0 0 万円。

歳出合計を 1 4 億 4 9 9 万 1, 0 0 0 円としたいとするものです。

2 0 5 ページをお願いします。

歳入歳出予算の事項別明細書ですが、1、総括表につきましては省略させていただきます。2 0 7 ページからの歳入、2 1 2 ページからの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明差し上げておりますので省略させていただきます。

以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 次に第 2 4 号議案 令和 7 年度下仁田町水道事業会計予算及び第 2 5 号議案 令和 7 年度下仁田町浄化槽事業会計予算について建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長

(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第 2 4 号議案、第 2 5 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

2 3 3 ページをお願いします。

第 2 4 号議案 令和 7 年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 7 年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数 3, 2 4 2 戸。2、年間給水量 8 2 万 8, 8 6 9 立方。3、1 日平均給水量 2, 2 7 1 立方。

収益的収入及び支出。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億4,908万1,000円。第1項営業収益1億9,310万9,000円。第2項営業外収益5,597万1,000円。第3項特別収益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億4,908万1,000円。第1項営業費用2億4,112万3,000円。第2項営業外費用745万5,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

234ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6,853万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額592万5,000円、当年度分損益勘定留保資金4,834万6,000円、減債積立金1,426万3,000円で補てんするものとする。

収入。

第1款資本的収入1億1,835万9,000円。第1項企業債5,080万円。第2項出資金2,689万円。第3項国庫補助金1,506万6,000円。第4項他会計補助金2,296万4,000円。第5項他会計負担金263万9,000円。

支出。

第1款資本的支出1億8,689万3,000円。第1項建設改良費9,347万円。第2項企業債償還金9,342万3,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水本管布設替工事、限度額5,080万円、起債の方法、証書借入、利率年3.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

235ページをお願いいたします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 3,423万1,000円。

他会計からの補助金。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債、過疎債の元利償還等、児童手当に要する経費及び施設維持管理等のための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,328万円である。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産購入限度額は、312万7,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、小坂地区（滑～二岩方面）水道本管布設替工事、数量、L＝280.2メートル、PE径150ミリメートル、名称、小坂地区（滑～二岩方面）水道本管布設替工事舗装本復旧工事、数量、A＝1,356.6平方メートル、名称、国道254号（役場前～下町）水道本管布設替工事、数量、L＝153メートル、PE径150ミリメートル、名称、町道011号線（平成橋付近～下仁田物産前）水道本管布設替工事、数量、L＝140メートル、PE径100ミリメートル。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、236ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。

続きまして、267ページをお願いいたします。

第25号議案 令和7年度下仁田町浄化槽事業会計予算。

総則。

第1条、令和7年度下仁田町浄化槽事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、浄化槽設置基数544基。2、主要な建設改良事業、1、浄化槽設置工事30基。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款浄化槽事業収益5,731万円。第1項営業収益2,770万4,000円。第2項営業外収益2,960万5,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款浄化槽事業費用5,731万円。第1項営業費用5,506万4,000円。第2項営業外費用124万5,000円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費100万円。

268ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万4,000円で補てんするものとする。

収入。

第1款資本的収入4,666万7,000円。第1項企業債2,100万円。第2項分担金及び負担金495万円。第3項国庫支出金431万2,000円。第4項県支出金425万1,000円。第5項基金繰入金50万7,000円。第6項出資金792万6,000円。第7項他会計補助金371万1,000円。

支出。

第1款資本的支出4,699万1,000円。第1項建設改良費3,497万4,000円。第2項企業債償還金1,201万7,000円。

269ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、浄化槽設置工事、限度額2,100万円、起債の方法、証書借入、利率年3.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款浄化槽事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

他会計からの補助金。

第8条、企業債等の元利償還及び施設維持管理費等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,136万円である。

令和7年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、270ページの実施計画につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第20号議案から第25号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しては、会計名とページ数を述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

質疑を願ひます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第20号議案から第25号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会

令和7年3月7日 午後 0時13分